

神奈川県マスク飲食実施店認証制度実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 飲食店等における神奈川県の「感染防止対策取組書」の取組を充実強化し、飛沫感染防止対策の徹底を推進する。

(対象者)

第2条 マスク飲食実施店認証制度（以下「認証制度」という。）の対象者は、飲食店又は飲食を提供する店舗・施設を運営し、神奈川県の「感染防止対策取組書」に登録している事業者（以下「対象事業者」という。）のうち、第4条に定める申請を行った者（以下「申請事業者」という。）とする。

(認証条件)

第3条 知事は、申請事業者が、次に掲げる各号の条件を全て満たしていることを確認した場合、当該事業者をマスク飲食実施店として認証するものとする。

(1) 感染防止対策取組書

- ア 感染防止対策取組書の掲示
- イ 取組項目の実施

(2) 基本的な感染防止対策

- ア 手指消毒の徹底
- イ パーティション等の設置又は座席の間隔の確保
- ウ 換気の徹底

(3) マスク飲食の実施

- ア マスク飲食実施店であることを対外的に発信していること。
- イ 入店時に利用者に対して、マスク飲食実施店であること及びマスク飲食の徹底について丁寧な説明を行っていること。
- ウ マスク飲食に協力しない利用者に対して入店遠慮の働きかけを行っていること。
- エ 利用者に対してマスク飲食用マスク等を配布していること。
- オ 注文用タブレット、店内放送、ディスプレイ等により利用者にはマスク飲食の徹底を呼びかけていること。
- カ 注文時や料理提供時に、利用者に対して再度マスク飲食の徹底について説明を行っていること。
- キ 利用者のマスク飲食実施状況を確認していること。

- ク マスク等なしで会話をする利用者に対し、着用を呼びかけていること。
- ケ マスク着用に協力しない利用者に対して早期退店の要請を行っていること。

第2章 認証等

(申請手続き)

第4条 認証を受けようとする事業者は、第3条に定める認証条件を満たしていることを確認した上で、対象店舗ごとに、別に定める方法により、知事に申請するものとする。

2 申請に併せて、認証条件を遵守することを知事に誓約するものとする。

(認証等)

第5条 前条の規定により認証の申請があったときは、知事は、提出された内容を確認するとともに、現地確認を行うことにより、申請の内容を審査するものとする。

なお、第3条第3号に定める認証条件については、第4条第2項に定める誓約をもって、確認したものとする。

2 知事は、前項の申請が認証条件に適合していると認めたときは、当該申請に係る対象店舗についてその旨を認証するものとする。

ただし、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）に基づき知事が行う感染を防止するための協力要請に応じない店舗は、認証しないものとする。

3 知事は、前項の規定により認証したときは、当該認証に係る事業者（以下、「認証事業者」という。）に対し、認証書を交付するものとする。

4 知事は、第1項の現地確認の結果、認証条件に適合していないと認めたときは、当該申請に係る事業者に対し、認証しない旨を通知するものとする。この場合において、知事は、認証条件に適合していない事項を提示する等、認証しないこととした理由を示すものとする。

(認証書の利用等)

第6条 認証事業者は、認証に係る対象店舗（以下「認証店」という。）において認証書を利用（当該認証店の利用者の見やすい場所に認証書を掲げることをいう。以下同じ。）するとともに、その広告物等において「神奈川県マスク飲食実施店」の名称を使用することができるものとする。

2 認証事業者は、その責めに帰することができない事由により認証書を汚損し、又は亡失したときは、認証書の再交付を求めることができる。

(有効期間)

第7条 認証の有効期間は、令和5年3月31日までとする。

(変更の報告)

第8条 認証事業者は、認証店の名称、その他認証に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、別に定める方法により、知事に報告するものとする。

(認証事業者の責務)

第9条 認証事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 認証条件を常に実施し、及びその従業員に実施を徹底させること。
- (2) 認証書の適正な使用及び管理を行うこと。
- (3) 知事等が行う認証店に係る確認に協力すること。
- (4) 法第24条第9項、第31条の6第1項又は第45条第2項に基づく要請を遵守すること。

(認証の辞退)

第10条 認証事業者は、その認証店が認証の要件を満たさなくなると見込まれるときは、あらかじめ、別に定める方法より、認証の辞退を申し出るものとする。

- 2 前項の申出をした対象事業者は、認証の要件を満たさなくなってから遅滞なく、認証書の利用をやめ、これを廃棄するとともに、「神奈川県マスク飲食実施店」の名称の使用をやめなければならない。

(認証の取消し)

第11条 知事は、認証店が認証の要件を満たさなくなったことを確認したときは、当該認証事業者に対して改善を要請し、又は認証を取り消すことができるものとする。

- 2 知事は、法第31条の6第1項又は第45条第2項に基づく営業時間短縮等の要請に応じていないことを確認したときは、当該認証事業者に対して改善を要請し、又は認証を取り消すことができるものとする。
- 3 法第31条の6第3項又は第45条第3項に基づく命令を受けた店舗は、認証を取り消すものとする。
- 4 知事は、前3項の規定により認証を取り消したときは、当該対象事業者に対し、その旨を通知するものとする。
- 5 第1項から第3項の規定により認証を取り消された対象事業者は、遅滞なく、認証書の利用をやめ、これを廃棄するとともに、「神奈川県マスク飲食実施店」の名称の使用をやめなければならない。

第3章 マスク飲食実施の実効性の担保

(確認スタッフによる確認等)

第12条 知事は、必要があると認めるときは、県の確認スタッフ（その委託を受けた者を含む。）に、認証店の認証条件に係る実施状況を現地確認、点検さ

せ、報告を行わせることができるものとする。

(その他確認)

第13条 知事は、必要があると認めるときは、認証事業者又は認証店に対して、オンラインその他の方法により、実施状況の確認を行うことができるものとする。

(県民による意見等)

第14条 知事は、認証店の利用者等県民から、認証店の実施状況等を記入することができるインターネット上のフォームや電話等により意見等を受け付けることとする。

2 知事は、前項で受け付けた意見等について、必要があると認めるときは、第12条から第13条に定める確認を実施するものとする。

第4章 認証店に対する支援

(県による支援)

第15条 知事は、認証店に対して、支援を行うものとする。なお、支援内容については、知事が別途決定するものとする。

第5章 雑則

(免責)

第16条 認証事業者は、対象施設で発生した新型コロナウイルスの感染に伴う損害について、県に賠償を求めることはできない。

(制度の終了等)

第17条 この要綱に基づく認証制度については、新型コロナウイルス感染症の収束等の状況を勘案し、適切な時期に終了その他の見直しを行うものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、認証制度の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 8 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 31 日から施行する。